

令和5年度 栃木県養護教育研究会 第4回委員会

日 時：令和6年2月15日（木）13:00～

会 場：豊郷地区市民センター

1 あいさつ

栃木県養護教育研究会顧問 渡邊 恵美子 先生

○大牧会長より（公務で欠席のため渡邊顧問が代読）

担当ごとに御尽力いただき、感謝している。次年度に向けて、検討することや準備すること等よろしくをお願いしたい。

○渡邊顧問より

1月1日に発生した能登半島地震も含め、これまでに発生した様々な震災の時には、栃木県から数名の養護教諭が該当する県に派遣され、支援に携わった。

災害は、いつ自分たちの身に起こるか分からない。災害発生時の対応等に関する手引も出されているので、この機会に手に取り、どのようなことを行わなくてはならないかを振り返るチャンスかと思う。特に、健康観察の徹底は大切だと言われている。普段の健康観察をしっかりと行っていれば、平常時と災害時の違いや変化に気付ける。災害時の健康観察の大切さについて、養護教諭を中心に各校で研修を深めて欲しい。

また、学校が避難所となった場合、保健室の医薬品等を利用することがあるかもしれない。養護教諭が被災して対応ができないといった場合でも、他の人が安全に利用できるよう整備しておく必要がある。さらに、保健室は避難場所にしないようになっているが、これは学校が再開した時に、自校の子供たちの心のケアを行う場所として確保しておく必要があるためである。

最後に、栃木県養護教育研究会が、養護教諭にとって心の癒しとなる研修会になって欲しい。

2 あいさつ及び講話

栃木県教育委員会事務局 健康体育課指導主事 渡邊 晶子 先生

（1）はじめに

災害等何か起こった時、養護教諭は、危機管理や保健管理を行う上で必要な役割を担っている。引き続きお願いしたい。

（2）学校保健の現況について

①学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）投与について （文部科学省他 令和6年1月25日 事務連絡）

てんかん発作時の坐薬・口腔用液と同じ作りで、上記通知が発出されている。（医師法違反にはならない旨が記載されている。）医師法違反にはならない4つの条件について確認すること。また、日本イーライリリー株式会社のホームページに使い方についての資料や動画が掲載されている。よく確認し、校内研修等の実施も検討すること。

②児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について （文部科学省 令和6年1月22日）

※児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について（文部科学省 令和3年3月26日 事務連絡）に次いで発出された。

今回の通知は、担当者間の事務連絡ではなく、文書番号付きで、健康教育・食育課長名で発出されているということから、重要度が高まっている。また、別途、日本医師会から都道府県医師会に通知するよう依頼していると記載されている。

- ・別紙（令和5年度 学校保健全国連絡協議会 松崎調査官の資料 * 4ページに掲載）を確認し、次年度の健康診断準備をお願いしたい。健康診断前に、目的や内容を児童生徒及び保護者に周知することは重要である。
- ・別紙記載の「特に留意が必要な検査項目」については、健康診断前に児童生徒及び保護者に対して周知する際に活用して欲しい。

※①と②の通知は学校医に渡して、学校と学校医それぞれの役割分担、健康診断をどのように進めていくか調整すること。

③新心臓病調査票について

10月24日の栃木県養護教諭研修会でも説明したとおり、栃木県児童生徒健康管理委員会において、以下の2点が改定された。

- ・川崎病既往者の概数を把握できるようにした。
- ・「主治医から『異常なし』または『通院不要』と言われていないが、受診を中断した。」と追記して、点数を付けることで、自己判断による受診中止をフォローできるようにした。

※養護教諭の学校心臓検診対応において、大きな変更はないが、問題点等があったら教えて欲しい。

④栃木県健康推進学校表彰について

- ・健康教育に関する取組に対する栃木県教育長表彰になる。
- ・受賞校は、日本学校保健会主催「全国健康づくり推進学校表彰」に栃木県代表として推薦している。
- ・年度初めに通知する。是非、日頃の健康教育に対する取組をまとめて、応募を検討して欲しい。

⑤ICT 関連について

- ・PHR（パーソナルヘルスレコード）については、国としてまだ進んでいない。方向性が決まり次第、示したい。
- ・GIGA スクール構想については、養護教諭も乗り遅れないで取り組んでいただきたいと、松崎調査官から話があった。

⑥健康診断の時期について

コロナ禍の令和2年度から令和5年度は、文部科学省より当該年度末日までに健康診断を実施するという通知が出されたが、令和6年度は通知しないとのこと。つまり、令和6年度は、従前の6月30日までに実施するということで、通常どおりになる。

（3）最後に

養護教諭が生き生きと学校保健に従事できるようにすることはもちろん、何より児童生徒が生き生きと学校生活を過ごせるようにすることを第一に考えて、栃木県教育委員会としても支援や協力をしていきたい。



3 各係からの連絡

☆ 常 任 委 員 会

- ・令和5年度 秋季研修会の反省について
- ・令和6年度 春季研修会の計画について
- ・各係、各地区からの懸案事項について

☆ 編 集 委 員 会

- ・しろたえ 50 号 最終校正について

☆ 調 査 研 究 委 員 会

- ・「ICT の効果的な活用」の研究について
- ・令和6年度の研究について（実践事例の紹介予定）

☆ レベルアップ研修会

- ・令和6年8月20日（火）帝京大学宇都宮キャンパス
講話Ⅰ 講師：剣持 佑起 先生
講話Ⅱ 講師：及川 比呂子 先生

☆ か が や き

- ・「かがやき 61 号」の発行について

☆ ホ ー ム ペ ー ジ

- ・各地区ホームページの構成、レイアウト等について

☆ 会 計 （ 一 般 ） （ 慶 弔 ）

- ・令和6年度 会費納入と会員数把握について
- ・各地区該当者の確認について

☆ 書 記

- ・令和6年度 名簿作成について

☆ 事 務 局

○令和6年度 栃木県養護教育研究会事業計画（案）

- | | | |
|------------|---------------|--------------|
| ・春季研修会・総会 | 令和6年6月25日（火） | 栃木県総合文化センター |
| ・レベルアップ研修会 | 令和6年8月20日（火） | 帝京大学宇都宮キャンパス |
| ・秋 季 研 修 会 | 令和6年10月29日（火） | 栃木県総合文化センター |

○関連行事

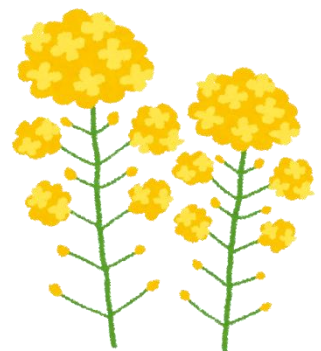
- | | | |
|---------------|---------------------|--------|
| ・全 養 連 研 修 会 | 令和6年8月9日（金）～9月6日（金） | WEB 開催 |
| ・関東甲信越静学校保健大会 | 令和6年8月1日（木） | 東京都 |

○全養連より

- ・全養連だより第3号 ホームページに掲載
- ・令和6年度 養護教諭の職務に関する調査
対象：令和6年度学校（園）勤務の全会員
時期：7月予定
方法：WEB 調査

4 次回委員会

- (1) 日 時：令和6年5月21日（火） 13:00～
- (2) 会 場：富屋地区市民センター



児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について

ポイント

(5 初健食第 13 号令和 6 年 1 月 22 日付け通知「別紙」より)

○正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要

○検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、配慮するとともに、正確な検査・診察のため、体操服・下着やタオル等をめくるなどして視触診等を行う場合があることを、児童生徒等・保護者に事前に説明

○学校や学校医などの関係者間での共通認識が十分に図られるよう、都道府県等と地域の医師会との連携を促進

1. 検査・診察における対応について

◆児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う

(具体的な取組例)

- ・男女別に検査・診察を行う
- ・児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、個別の検査・診察スペースを用意
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性とする
- ・検査・診察の会場内の待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等の結果が知れないよう注意
- ・着替える場所の用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫など

3. その他の配慮について

- ◆特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。
- ◆当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

2. 検査・診察時の服装について

◆検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

＜特に留意が必要な検査項目＞

- ①脊柱の疾病及び異常の有無
- ②胸郭の疾病及び異常の有無
- ③皮膚疾患の有無
- ④心臓の疾病及び異常の有無

4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について

- ◆学校においては、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める。具体的には、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。
- ◆都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。